



三重県公報

平成27年6月16日 (火)

第 2708 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
54	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(子育て支援課)	3
告 示			
409	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治山林道課)	3
410	同件	(同)	5
海 調 委 告 示			
4	三重海区における宝石さんごの採捕についての指示	(海区漁業調整委員会)	9
公 告			
	三重県個人情報保護条例の規定による平成26年度における運用状況の公表	(情報公開課)	9
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	12
	特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	(同)	12
	同件	(同)	13
	同件	(同)	13
	同件	(同)	13
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(同)	14
	同件	(同)	14
	同件	(同)	15
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(同)	15
	同件	(同)	15
	土地改良区役員の退任の届出	(農地調整課)	16
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(同)	16
	同件	(同)	17
	同件	(同)	17
	同件	(同)	18
	同件	(同)	19
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	19
	同件	(同)	19
	土地改良事業の工事の完了	(同)	19
共 済 組 合 公 告			
	地方公務員等共済組合法の規定に基づく平成26年度決算の要旨	(市町行財政課)	20
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(管財課)	21

一般競争入札を行う旨
同伴

(工業研究所) 24

(企業庁) 27

規 則

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布し
ます。

平成二十七年六月十六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第五十四号

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第一十四号)
の一部を次のように改正する。

附則第二項中「又は看護師」を「看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 409 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条の規定による保安林
の指定施業要件の変更に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定によ
り、その通知の内容を尾鷲市役所及び紀北町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

平成 27 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 通知することができない者の氏名

上村康允

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

尾鷲市大字南浦字左柚 3589 の 2 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画
で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

田中孝夫

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

尾鷲市大字南浦字真砂奥滑 2622、2634 から 2637 まで、2644、字真砂深谷 2902 の 12 から 2902 の 16 ま
で

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 3

- 1 通知することができない者の氏名
好川三郎
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市大字南浦字真砂深谷 2902 の 12 から 2902 の 16 まで
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 4

- 1 通知することができない者の氏名
中森清治
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市古江町字真谷 158 の 3
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 5

- 1 通知することができない者の氏名
土井立
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町海山区馬瀬字穴ノ谷 100
 - (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 6

1 通知することができない者の氏名

坂上修

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町海山区馬瀬字穴ノ谷 101

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 410 号

次の者に係る森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を尾鷲市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

平成27年6月16日

三重県知事 鈴木英敬

第 1

1 通知することができない者の氏名

行本悟郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

尾鷲市名柄町字桂谷 49 の 14

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

大川雅直

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

尾鷲市名柄町字清水谷 291

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

川口節子

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

尾鷲市名柄町字水呑谷 109 の 5

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

瀬川一男

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

尾鷲市名柄町字羽山谷 304 の 1、字炭徳谷 364 の 14

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 5

- 1 通知することができない者の氏名
田中直
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市名柄町字十両山 93 の 9
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 6

- 1 通知することができない者の氏名
直江實
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市名柄町字炭徳谷 364 の 8
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 7

- 1 通知することができない者の氏名
平尾くにゑ
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市名柄町字桂谷 49 の 21、字炭徳谷 364 の 4、字湯捨谷 395 の 7
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 8

- 1 通知することができない者の氏名
平尾九十郎
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市名柄町字羽山谷 304 の 10
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 9

- 1 通知することができない者の氏名
本山壮児
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市名柄町字湯捨谷 395 の 16、395 の 24、395 の 39
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 10

- 1 通知することができない者の氏名
本山暢子
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市名柄町字桂谷 49 の 6
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び尾鷲市役所に備え置いて縦覧に供します。)

海調委告示

三重海区漁業調整委員会告示第4号

三重海区における宝石さんご(アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいう。以下同じ。)の採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

平成27年6月16日

三重海区漁業調整委員会会長 東 岡 保

1 採捕の制限

三重海区において、宝石さんごの採捕をしてはならない。ただし、2に掲げる者が採捕する場合であって三重海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けたときは、この限りでない。

2 承認の対象者

承認の対象者は、試験研究の用に供しようとする者とする。

3 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとする。

4 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

5 承認の制限、条件の変更又は採捕の停止

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。

6 承認の取消

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

7 譲渡又は販売の禁止

承認を受けた者は、採捕した宝石さんごを譲渡又は販売してはならない。

8 採捕報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければならない。

9 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成27年7月1日から平成28年6月30日までとする。

公 告

三重県個人情報保護条例(平成14年三重県条例第1号。以下「条例」という。)第66条の規定に基づき、平成26年度における運用状況を次のとおり公表します。

平成27年6月16日

三重県知事 鈴木英敬

1 個人情報取扱事務登録簿への登録の状況

(平成27年3月31日現在)

実施機関	登録事務数
知事	972
防災対策部	(27)
戦略企画部	(10)
総務部	(37)
健康福祉部	(361)
環境生活部	(148)

地域連携部	(59)
農林水産部	(147)
雇用経済部	(50)
県土整備部	(129)
出納局	(4)
議会	4
教育委員会	72
公安委員会	2
警察本部長	95
選挙管理委員会	28
人事委員会	13
監査委員	8
労働委員会	11
収用委員会	5
海区漁業調整委員会	5
内水面漁場管理委員会	3
企業庁長	17
病院事業庁長	18
公立大学法人三重県立看護大学	34
地方独立行政法人総合医療センター	18
計	1,305

() : 内数

2 自己を本人とする保有個人情報の請求等の件数

	開示請求	訂正請求	利用停止等請求
請求件数	18,389	0	0
不服申立て件数	1	0	0

3 開示請求の状況

(1) 受付窓口別の請求件数

		来 庁				送付	ファクシミリ	合計
		総合窓口	案内窓口	受付窓口	小計			
書面による 請求	試験結果以外	66	7	299	372	13	1	386
	試験結果	82	0	256	338	5	0	343
口頭による請求（試験結果）		579	0	17,081	17,660			17,660
計		727	7	17,636	18,370	18	1	18,389

注 1 「口頭による請求」とは、条例第27条の規定により、実施機関があらかじめ定めた試験等の結果を請求書によらず口頭で開示請求ができる制度です。

2 「試験結果」とは、実施機関があらかじめ定めた試験の結果をいいます。

3 総合窓口にあつては、情報公開課、本庁各担当課及び警察本部情報公開室等、案内窓口にあつては、各地域防災総合事務所及び地域活性化局、受付窓口にあつては各地域機関等、各警察署等、公立大学法人三重県立看護大学及び地方独立行政法人総合医療センターで受け付けた件数です。

(2) 決定等の状況

区 分	決定の内訳						取下げ等	合計
	開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	小計		

書面による 請求	試験結果 以外	280	97	0	9	0	386	4	390
	試験結果	261	82	0	0	0	343	0	343
口頭による請求 (試験結果)		17,660	0	0	0	0	17,660	0	17,660
計		18,201	179	0	9	0	18,389	4	18,393

注 1 「口頭による請求」とは、条例第 27 条の規定により、実施機関があらかじめ定めた試験等の結果を請求書によらず口頭で開示請求ができる制度です。

2 「試験結果」とは、実施機関があらかじめ定めた試験の結果をいいます。

3 請求件数と決定等件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対し複数の決定を行った場合があるためです。

(3) 実施機関別の決定の状況

実施機関	書面による請求		口頭による請求 (試験結果)	計
	試験結果以外	試験結果		
知事	194		112	306
防災対策部	(0)	(0)	(0)	(0)
戦略企画部	(23)	(0)	(0)	(23)
総務部	(2)	(0)	(1)	(3)
健康福祉部	(40)	(0)	(101)	(141)
環境生活部	(3)	(0)	(0)	(3)
地域連携部	(2)	(0)	(0)	(2)
農林水産部	(90)	(0)	(0)	(90)
雇用経済部	(3)	(0)	(2)	(5)
県土整備部	(31)	(0)	(8)	(39)
出納局	(0)	(0)	(0)	(0)
議会	1	0	0	1
教育委員会	18	277	6,825	7,120
公安委員会	0	0	10,200	10,200
警察本部長	69	0	2	71
選挙管理委員会	0	0	0	0
人事委員会	0	5	520	525
監査委員	3	0	0	3
労働委員会	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0
企業庁長	0	0	0	0
病院事業庁長	0	0	1	1
公立大学法人 三重県立看護大学	0	61	0	61
地方独立行政法人 総合医療センター	101	0	0	101
計	386	343	17,660	18,389

() : 内数

注 1 「口頭による請求」とは、条例第 27 条の規定により、実施機関があらかじめ定めた試験等の結果を請求書によらず口頭で開示請求ができる制度です。

2 「試験結果」とは、実施機関があらかじめ定めた試験の結果をいいます。

- 4 訂正請求の状況 請求なし
- 5 利用停止等請求の状況 請求なし
- 6 不服申立ての状況

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

	平成 25 年度からの繰越件数	平成 26 年度諮問件数	平成 26 年度審査会処理件数			未処理件数 (諮問中)	取下げ
			認容	一部認容	棄却		
開示請求	0	1	0	0	0	0	1
訂正請求	0	0	0	0	0	0	0
利用停止等請求	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	0	0	0	0	1

注 この表は、不服申立てのうち三重県個人情報保護審査会に諮問があったものの件数です。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 27 年 8 月 8 日まで縦覧に供します。

平成 27 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日

平成 27 年 5 月 25 日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称

特定非営利活動法人 高齢者自立支援事業所ココロノカタチ

- (2) 代表者の氏名

杉崎 英樹

- (3) 主たる事務所の所在地

津市柳山津興 369 番地 59

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び介護支援者に対して、介護保険法に基づく訪問介護、介護予防訪問介護事業及びその対象外の在宅福祉サービス事業を行うことで高齢者及び介護支援者が地域社会の中で自立した生活が送れる社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 27 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日

平成 27 年 6 月 8 日

- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称

特定非営利活動法人 おりがみ

- (2) 代表者の氏名

内藤 純子

- (3) 主たる事務所の所在地

四日市市川島町字佃 6659 番地

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が自主的に交流・活動ができ、福祉や医療等の地域住民の生活に欠かせない情報を得ることができる地域コミュニティの拠点を作りあげることで、地域の活性化及び地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 27 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 27 年 6 月 8 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 ジャパン・コントロール・ハンティング

(2) 代表者の氏名

奥田 幸一

(3) 主たる事務所の所在地

名張市蔵持町芝出 21 番地 3

(4) 定款に記載された目的

この法人は日本国内において増え続ける野生鳥獣からの被害を防ぐために、個体数の調査及び適正数への調整をすることにより、自然環境の健全保全を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 27 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 27 年 6 月 8 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

NPO 法人 ぼっかぼかの会

(2) 代表者の氏名

濱野 芳美

(3) 主たる事務所の所在地

亀山市みどり町 17 番地 49

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者（児）・家族および障がいの有無に関わらず誰もが生きがいと能力に応じて、助け合い、認め合いながら自立した社会参加をはたせるよう支援し、誰もが安心して生き生きと生活でき、地域に根付けるよう貢献寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 27 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 27 年 6 月 8 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

NPO法人 鳥羽市くらし応援プロジェクト

(2) 代表者の氏名

瀬崎 憲寿

(3) 主たる事務所の所在地

鳥羽市畔蛸町 127 番地 42

(4) 定款に記載された目的

この法人は、鳥羽市の限界集落化傾向を阻止しつつ、鳥羽市の観光や産業の活性化を期するために、増加する空家を改築し県外からの希望者への賃貸や売買を通じて有効利用する事業を行い、空家の保守管理及び日常点検に関する事業を行い、働く家庭婦人を支援するため放課後児童クラブの運営を行い、上記に付随し関連する事業の推進をもって地域住民に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 27 年 8 月 8 日まで縦覧に供します。

平成 27 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成 27 年 5 月 27 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 みえ循環器・腎疾患ネットワーク

(2) 代表者の氏名

谷川 高士

(3) 主たる事務所の所在地

津市江戸橋二丁目 174 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、循環器および腎臓疾患の疫学、管理及び予防に関する研究とその応用発展を図り、もって国民の健康の増進と福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 27 年 7 月 22 日まで縦覧に供します。

平成 27 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成 27 年 5 月 19 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 コーケン

(2) 代表者の氏名

松見 正行

(3) 主たる事務所の所在地

津市寿町 11 番 28 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、すべての人が同じ地域で心豊かに生活できる社会が実現されるよう、特に心身が不自由で知的しょうがいのある人の自立支援と社会参加の促進を図る活動を行い、もって地域福祉の増進と共生社会の

実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 27 年 8 月 8 日まで縦覧に供します。

平成 27 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成 27 年 5 月 29 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 よすが

(2) 代表者の氏名

久野 充敬

(3) 主たる事務所の所在地

桑名市新矢田 2 丁目 22

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、障がい者自立支援法に基づく障がい福祉サービス等に関する事業を行い、地域における精神保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 27 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 27 年 6 月 8 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 NPO伊勢志摩サポート協会

(2) 代表者の氏名

西井 一浩

(3) 主たる事務所の所在地

伊勢市本町 2 番地 4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や身体障害者に対して、生きがいの確立と健康増進に関する事業を行い、子どもや社会人に対して、学術や文化及びスポーツを通じ地域社会においてその精神の啓発及び向上に関する事業を行い、まちづくりに何らかの役に立ちたいと思う人に対して、まちづくり参画の機会創出に関する事業を行い、子どもに対して健全育成に関する事業を行い、失業者や、より高度な能力を発揮できる職場を求めている人に対して、職業能力の開発や、雇用機会の拡充に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 27 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 27 年 6 月 8 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人 特別支援教育サポートセンター
- (2) 代表者の氏名
市川 千秋
- (3) 主たる事務所の所在地
鈴鹿市上野町 1035 番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、教育において、特別な教育的ニーズを抱える子ども（学習障害・広汎性発達障害、ADHD、不登校、非行等の子ども）や、特別支援を必要とする子どもを抱える保護者、特別支援教育コーディネーター、教職員、保育士、学校心理士、LD教育士、心の相談員、臨床心理士、大学生・大学院生、地域住民、スクールサポーター等に対して、心理教育的援助サービスの立場から、エンパワーメントを図ることにより、特別支援教育の発展に貢献し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

平成 27 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

中勢用水土地改良区（津市納所町 520 番地）

退任理事

津市芸濃町忍田 57 番地

新 開 国太郎

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 27 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

機殿下土地改良区（松阪市魚見町 186 番地 1）

退任理事

松阪市魚見町 206 番地 6

" " 233 番地

" " 252 番地

" " 120 番地

" 川島町 119 番地

" " 227 番地

" 東久保町 114 番地

" " 832 番地

" " 855 番地

中 川 泉

中 川 勝

中 川 佳 久

中 川 一 郎

中 川 篤

横 井 章

溝 田 威 生

溝 田 益 永

横 井 成 信

退任監事

松阪市魚見町 255 番地

" 川島町 226 番地

中 川 弘 司

横 井 富 夫

就任理事

松阪市魚見町 260 番地 1

" " 206 番地 6

" " 233 番地

" " 252 番地

" 川島町 217 番地

" " 227 番地

" 東久保町 850 番地

" " 792 番地

池 田 憲 男

中 川 泉

中 川 勝

中 川 佳 久

中 川 寿 一

横 井 章

溝 田 靖

溝 田 勝 美

松阪市東久保町 740 番地
就任監事
松阪市魚見町 255 番地
〃 東久保町 795 番地

溝 田 充
中 川 弘 司
溝 田 勤

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 27 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

櫛田川祓川沿岸土地改良区（松阪市豊原町 1354 番地 1）

退任理事

松阪市山下町 338 番地 1
〃 和屋町 193 番地
〃 上七見町 289 番地
〃 西黒部町 783 番地
〃 松名瀬町 888 番地
〃 東久保町 871 番地
〃 東黒部町 616 番地
〃 高木町 306 番地
明和町大字金剛坂 890 番地 1
〃 大字馬之上 142 番地 5
〃 大字中村 706 番地 1
〃 大字山大淀 3079 番地

横 井 貞 司
田 村 正
近 田 幸 彦
浅 井 重 久
小藪助次右衛門
濱 林 九代次
出 口 眞 朗
中 西 志 朗
森 島 啓 之
南 野 光 輝
中 山 雅 仁
中 山 正 美

退任監事

松阪市高須町 3177 番地
〃 腹太町 688 番地
〃 大垣内町 59 番地
明和町大字馬之上 321 番地

金 谷 亮 一
川 端 清 一
来 光 均
辻 忠 克

就任理事

松阪市櫛田町 881 番地
〃 佐久米町 531 番地 2
〃 新屋敷町 430 番地
〃 西黒部町 783 番地
〃 松名瀬町 888 番地
〃 東久保町 871 番地
〃 東黒部町 616 番地
〃 高木町 306 番地
明和町大字金剛坂 890 番地 1
〃 大字馬之上 142 番地 5
〃 大字中村 706 番地 1
〃 大字山大淀 3079 番地

関 岡 寛
小 林 純 一
宮 前 信 三
浅 井 重 久
小藪助次右衛門
濱 林 九代次
出 口 眞 朗
中 西 志 朗
森 島 啓 之
南 野 光 輝
中 山 雅 仁
中 山 正 美

就任監事

松阪市豊原町 510 番地
〃 和屋町 193 番地
〃 法田町 168 番地
明和町大字大淀甲 171 番地

鈴 木 博
田 村 正
村 林 稔 文
辻 正 信

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 27 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

高束土地改良区（松阪市飯南町粥見 3950 番地）

退任監事

松阪市飯南町粥見 4376 番地

上 山 純 一

" " 1833 番地 1

小 杉 和 義

就任監事

松阪市飯南町粥見 4785 番地 1

水 平 英 樹

" " 316 番地

大久保 富 雄

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 27 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三雲用水土地改良区（松阪市曾原町 878 番地）

退任理事

松阪市曾原町 1399 番地

芝 山 正 治

" " 855 番地 3

坂 下 昭 男

" " 205 番地 1

米 倉 好 晴

" 笠松町 219 番地

丹 保 輝 雄

" " 449 番地 2

松 野 昇

" 西肥留町 167 番地

萩 原 廣

" 星合町 1319 番地 1

萩 原 勝 昭

" " 495 番地 2

沼 田 武 秋

" 嬉野小村町 350 番地

金 児 守 男

" 肥留町 720 番地

石 田 義 雄

" 五主町 1241 番地

大 西 孝 廣

" 甚目町 519 番地

奥 田 徹

" 小野江町 25 番地 1

奥 田 清

" 中道町 308 番地

北 川 功 恭

" 小津町 377 番地 2

中 村 壽 秀

" 喜多村新田町 132 番地

平 田 佳 久

退任監事

松阪市曾原町 1892 番地

森 勝 春

" 小舟江町 337 番地

福 田 清

" 舞出町 7 番地

中 西 克 利

" 五主町 1088 番地

山 中 正 孝

就任理事

松阪市星合町 464 番地

野 田 忠 雄

" " 293 番地 1

駒 田 正 毅

" 笠松町 219 番地

丹 保 輝 雄

" " 689 番地

今 井 滋

" 西肥留町 167 番地

萩 原 廣

" 曾原町 1138 番地

中 村 一 男

" " 1239 番地

田 上 勝 典

" " 855 番地 3

坂 下 昭 男

" " 1892 番地 30

伊 藤 正 利

" 中林町 11 番地 1

田 中 昇

" 舞出町 277 番地

青 木 壯

" 嬉野小村町 237 番地 1

浅 原 三 喜

" 五主町 1241 番地

大 西 孝 廣

松阪市五主町 1220 番地
" 肥留町 518 番地
" 中道町 677 番地

山下 博
伊藤 順夫
後藤 邦男

就任監事

松阪市小舟江町 327 番地
" 甚目町 477 番地
" 小野江町 93 番地
" 小津町 303 番地

田中正 明
田中 寛
馬 渕 俊一
瀬 古 照明

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 27 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

南勢町船越土地改良区（度会郡南伊勢町船越 1781-1）

退任理事

度会郡南伊勢町船越 752
" " " 776-1
" " " 1801
" " " 1803
" " " 1730

脇海道 耕 一
上 野 克 己
東 清 一
東 吉 光
濱 谷 龍 一

退任監事

度会郡南伊勢町船越 508
" " " 702

上 野 安 世
脇海道 浩

就任理事

度会郡南伊勢町船越 752
" " " 776-1
" " " 1801
" " " 1803
" " " 1730

脇海道 耕 一
上 野 操
東 清 一
東 吉 光
濱 谷 昌 明

就任監事

度会郡南伊勢町船越 508
" " " 702

上 野 安 世
脇海道 浩

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、稲生南部土地改良区（鈴鹿市稲生一丁目 19 番 30 号）の定款の変更を認可しました。

平成 27 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、南勢町船越土地改良区（度会郡南伊勢町船越 1781-1）の定款の変更を認可しました。

平成 27 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

平成 27 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業名	地区名	工事完了年月日
県営基幹水利施設補修事業	安濃川地区	平成 27 年 3 月 30 日

共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき、平成 26 年度決算の要旨を公告します。

平成 27 年 6 月 16 日

三重県市町村職員共済組合理事長 大 口 秀 和

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金 管理	業務	保健	宿泊 (会館)	宿泊 (サンペ ラ志摩)	貯金	貸付	物資	
収 入	負 担 金	6,103,377	17,393,178		209,675	218,699					
	掛 金	6,226,735	9,831,856			211,968					
	施 設 収 入 ・ 商 品 売 上						19,775	18,847		271,565	
	利 息 及 び 配 当 金	872		107,301	262	325	112	517	649,042	406	1
	そ の 他 の 収 入	676,270			70,657	24,648	48	44	4,807	95,740	35,100
	他 経 理 か ら 繰 入				38,842			39,000			
	前 年 度 支 払 準 備 金	845,514									
計	13,852,768	27,225,034	107,301	319,436	455,640	19,935	58,408	653,849	96,146	306,666	
支 出	給 付	5,596,732									
	役 職 員 給 与				132,025	26,801	7,819	26,022	25,385	7,143	
	旅 費 ・ 事 務 費				16,300	3,107	204	273	1,397	1,639	335
	商 品 仕 入									258,070	
	飲 食 材 料 費										
	委 託 費				10,227	5,012	352	2,267	2,687	1,492	
	支 払 利 息			107,301				583,461	54,514	4,547	
	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,950,112									
	後 期 高 齢 者 支 援 金	2,151,207									
	老 人 保 健 拠 出 金	63									
	退 職 者 給 付 拠 出 金	444,496									
	介 護 納 付 金	911,196									
	連 合 会 払 込 金	730,582	27,225,034		93,168	5,164				4,536	
	他 経 理 へ 繰 入	38,842				39,000					
そ の 他 の 支 出	17,337			44,635	349,326	13,928	62,606	8,464	9,671	33,989	
次 年 度 支 払 準 備 金	838,144										
計	13,678,711	27,225,034	107,301	296,355	428,410	22,303	62,879	621,611	98,432	305,576	
差引当期利益金 又は当期損失金 (△)	174,057			23,081	27,230	△2,368	△4,471	32,238	△2,286	1,090	

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金 管理	業務	保健	宿泊 (会館)	宿泊 (サンペル ラ志摩)	貯金	貸付	物資	
資産	流動資産	2,324,411	1,573,837	323,024	328,084	536,801	98,319	545,996	6,324,877	89,813	413,380
	固定資産			10,089,522	1,452	1	96,307	1,088,895	38,189,060	3,245,083	
	繰延資産										
資産合計	2,324,411	1,573,837	10,412,546	329,536	536,802	194,626	1,634,891	44,513,937	3,334,896	413,380	
負債	流動負債	578,135	1,573,837		9,216	29,143	1,663	484	43,567,513	237	37,330
	固定負債	838,144		10,412,546	160,850	33,021	9,172		41,594	2,069,909	298,629
	負債合計	1,416,279	1,573,837	10,412,546	170,066	62,164	10,835	484	43,609,107	2,070,146	335,959
資本	資本剰余金						107,250	1,554,107			
	利益剰余金 又は欠損金 (△)	908,132			159,470	474,638	76,541	80,300	904,830	1,264,750	77,421
	資本合計	908,132			159,470	474,638	183,791	1,634,407	904,830	1,264,750	77,421
負債・資本 合計	2,324,411	1,573,837	10,412,546	329,536	536,802	194,626	1,634,891	44,513,937	3,334,896	413,380	

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成27年6月16日

三重県知事 鈴木英敬

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

三重県庁舎で使用する電気（予定使用量）3,064,000kWh

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 使用期間

平成27年10月1日（木）0時から平成28年9月30日（金）24時まで

(4) 需要場所

三重県津市広明町13番地 三重県庁舎

(5) 業種及び用途

官公署（事務所）

(6) 供給計画等

調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

- エ 平成27年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を保有する事業者であること。
オ 特定規模電気事業者にあっては供給実績があること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により本入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要とします。調達システム利用登録等の手続については、三重県のホームページ「三重県電子調達システム（物件等）－利用登録申込」に掲載しています。
(<http://www.pref.mie.lg.jp/ebid-mie/bp/index.htm>)
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本入札に参加した場合は、書面による本入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を平成27年7月10日（金）15時までに、調達システムにより本入札に参加する場合にあっては調達システムに登録し、書面により本入札に参加する場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。落札候補者に求める書類の提出期限は、平成27年7月29日（水）15時までとします。ただし、再入札を行う場合は、別途提出期限を定めます。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 一般電気事業者及び特定規模電気事業者が平成27年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類

なお、新たに平成27年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (5) 特定規模電気事業者にあっては供給実績があることを証明する書類

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部管財課財産管理班 担当 田中
電話 059-224-2135 ファクシミリ 059-224-2111 電子メール kanzai@pref.mie.jp
- (2) 契約条項を示す場所
(1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から平成27年7月27日（月）まで調達システムにより提供します。

- (5) 入札参加資格確認結果の通知
平成 27 年 7 月 16 日（木）までに通知します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
- ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から平成 27 年 7 月 27 日（月）14 時まで
- イ 書面により本入札に参加する場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 平成 27 年 7 月 27 日（月）14 時
なお、三重県庁内郵便局へは平成 27 年 7 月 21 日（火）から同月 27 日（月）14 時までの間に到着するように投函してください。
- 送付先
〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県総務部管財課財産管理班
案件名 三重県庁舎で使用する電気 入札書在中
- (7) 開札の日時及び場所
日時 平成 27 年 7 月 27 日（月）14 時 30 分
場所 三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部管財課
- (8) 入札方法等に関する事項
- ア 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。
よって、調達システムで通知される落札金額（税抜き）欄については、表示上は税抜きであっても、既に消費税及び地方消費税分が加算された額となりますので、御留意願います。
- イ 入札保証金
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- ウ 契約保証金
契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。
また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。
- エ 落札者の決定方法
落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
- オ 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格及び落札資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。
- 6 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 入札の中止等
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。
また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
- (4) 苦情申立て
参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。
なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。
本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。
- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし落札停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :
Electricity (approx. 3,064,000kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Government Office
- (2) Supply period:
From 0:00 A.M. on Thursday, October, 1, 2015 to 12:00 P.M. on Friday, September, 30, 2016
- (3) Supply place:
Main buildings of the Mie Prefectural Government office
- (4) Bid Submission Deadline
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Monday, July, 27, 2015.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, July, 21, 2015 and 2:00 P.M. on Monday, July, 27, 2015.
- (5) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Monday, July, 27, 2015.
- (6) Managing Authority :
Property Management Division, General Affairs Department, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2135

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成27年6月16日

三重県知事 鈴木英敬

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
ハイブリッド成形機一式
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

- (3) 納入期限
平成 27 年 12 月 28 日 (月)
 - (4) 納入場所
三重県津市高茶屋 5-5-45 三重県工業研究所 機械加工棟
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を平成 27 年 7 月 14 日（火）10 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。
- なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-0819 三重県津市高茶屋 5-5-45
三重県工業研究所 ものづくり研究課 担当 林
電話 059-234-0405 ファクシミリ 059-234-3982
 - (2) 契約条項を示す場所
(1)に同じです。
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から平成 27 年 7 月 14 日（火）まで調達システムにより提供します。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
平成 27 年 7 月 17 日（金）までに通知します。
 - (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成27年7月27日（月）10時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、津城山郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成27年7月27日（月）10時

なお、入札書は平成27年7月21日（火）から同月27日（月）10時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0818 三重県津市城山3-11-14

宛 先 津城山郵便局留め

受取人 三重県工業研究所 企画調整課

案件名 ハイブリッド成形機一式 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成27年7月27日（月）11時

場所 三重県津市高茶屋5-5-45

三重県工業研究所 企画調整課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Hybrid forming machine 1set

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Monday, July 27, 2015.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, July 21, 2015 and 10:00 A.M. on Monday, July 27, 2015.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 11:00 A.M. on Monday, July 27, 2015.

(4) Managing Authority :

Mie Prefecture Industrial Research Institute

5-5-45 Takajaya, Tsu city, Mie, 514-0819, Japan

TEL:059-234-0405

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年三重県企業庁管理規程第9号）第5条の規定により公告します。

平成27年6月16日

三重県企業庁長 松 本 利 治

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

バグフィルター用ろ布購入

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県企業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成28年3月25日（金）

(4) 納入場所

三重県桑名市多度町力尾

三重県企業庁 三重ごみ固形燃料発電所

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる

者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中の者でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を平成 27 年 7 月 8 日（水）15 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。落札候補者に求める書類の提出期限は、平成 27 年 8 月 4 日（火）11 時までとします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒511-0125 三重県桑名市多度町力尾

三重県企業庁 三重ごみ固形燃料発電所 担当 岡

電話 0594-32-3468 ファクシミリ 0594-32-3469 電子メール rdf@pref.mie.jp

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 27 年 7 月 30 日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 27 年 7 月 17 日（金）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 27 年 7 月 30 日（木）14 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、東員笹尾郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 27 年 7 月 30 日（木）14 時

なお、東員笹尾郵便局へは平成 27 年 7 月 21 日（火）から同月 30 日（木）14 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒511-0232 三重県員弁郡東員町笹尾東 2-31-2

宛 先 東員笹尾郵便局留

受取人 三重県企業庁 三重ごみ固形燃料発電所

案件名 バグフィルター用ろ布購入 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 27 年 7 月 30 日 (木) 15 時

場所 三重県桑名市多度町力尾

三重県企業庁 三重ごみ固形燃料発電所

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県企業庁会計規程（以下「規程」といいます。）第 158 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規程第 166 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第 166 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県企業庁長が判断した入札者であって、規程第 156 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第 162 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the Products to be required :
Manufacturing for Bag Filter. (Tetratex 7000MF)
- (2) Bid Submission Deadline
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, July 30, 2015
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, July 21, 2015 and 2:00 P.M. on Thursday, July 30, 2015.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Thursday, July, 30, 2015.
- (4) Managing Authority :
Mie RDF (refuse-derived fuel) Power plant, Mie Prefecture Public Utilities Agency
Chikarao Tado-cho, Kuwana city, Mie, 511-0125, Japan
TEL:0594-32-3468

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
